

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

税務行政につきまして、日頃から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産(事業用資産)にも課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している資産について申告していただく必要があります。

つきましては、申告用紙等を同封いたしましたので、必要事項を御記入の上、期日までに申告くださるようお願いいたします。(償却資産を所有していない方、廃業、法人の解散又は事業所の市外転出等があった方もその旨を御記入の上、提出をお願いします。)なお、申告書等が不足した際は、平塚市ホームページ(<https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>)からダウンロードできます。「平塚市 償却資産 申告」でご検索ください。



市民の花 なでしこ

申告期限	令和6年1月31日(水) (※ 郵送による提出の方で、受付印を押した申告書の控えが必要な方は、控えの申告書及び84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。)
提出先 問い合わせ先	平塚市役所 固定資産税課 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 電話 0463(23)1111 内線 2292・2291

目 次

1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類と主な例	2
3 申告が必要な方	3
4 申告方法及び提出していただく書類	3
5 申告書の書き方	4～10
(1) 申告書の記入例※	4～5
(2) 増加資産がある場合の明細書記入例	6～7
(3) 減少資産がある場合の明細書記入例	8～9
6 電算処理による全資産申告の方法	10
～ここまでが申告書の記載に関するページです～	
7 決算後の取得資産について	11
8 申告しない場合又は虚偽の申告をした場合	11
9 実地調査のお願い	11
10 家屋と償却資産の区分について	12
11 税額の算出方法及び免税点について	13～14
12 非課税資産について	15
13 課税標準額の特例資産について	15～16
参考資料	17～18

※該当の資産がない方、若しくは昨年度から資産に増減がない方についても申告が必要となりますので、4～5ページを御覧のうえ、申告をお願いします。

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械・設備、器具・備品など）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

<申告の対象になるもの>

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、次の事項に該当するもの

1 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産 (法人においては、取得価額が10万円未満であっても固定資産勘定に計上されている資産は含む。)
2 償却済資産 (耐用年数を経過しても、現に事業の用に供している資産)
3 企業の都合により減価償却を行っていない資産
4 簿外資産 (事業所の帳簿に記載されていないが事業の用に供している資産)
5 建設仮勘定で計上されている資産でも、その一部又は全部が1月1日までに完成しているもの
6 建物勘定、建物附属設備勘定で計上されている資産で、他から賃借している建物に施した附属設備（簡易間仕切り、冷暖房設備等）
7 リース資産（他の事業所に貸し付けている資産）
8 遊休及び未稼働である資産
9 割賦購入資金などで代金の完済していないものでも、現に事業の用に供している資産
10 改良費のうち資本的支出として資産に計上された場合は、本体部と区分して取得年月の異なる資産ごとに申告してください。

<申告の対象にならないもの>

1 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税(種別割)の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（工場構内等で使用する無登録自動車を含む。）
2 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用動植物は除く。）
3 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
4 法人税法又は所得税法の規定により、取得価額が10万円以上20万円未満の資産で、損金（必要な経費）として3年間で一括償却するもの

2 償却資産の種類と主な例

資産の種類		主 例
第 1 種	構 築 物	門、塀、構内舗装（駐車場の舗装も含む。）、屋外排水溝、煙突、貯水池、水槽、庭園、その他土地に定着した土木設備等
	建 物 附 属 設 備	建築設備（電気設備、ガス設備、給排水設備等）、内装・内部造作等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">☆家屋と償却資産の区分について → 12ページを参照</div>
第 2 種	機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、機械式駐車場設備、その他各種産業用機械及び装置等
第 3 種	船 舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等
第 4 種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第 5 種	車 両 及 び 運 搬 具	<p>フォークリフト等の大型特殊自動車（車種別番号「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」のもの）、台車等</p> <p>※自動車、軽自動車税（種別割）の課税対象となる自動車等（普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車、農耕作業用トラクタ等）は除きます。なお、大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分については、下記のとおりとなりますが、くわしくは道路運送車両法施行規則別表をご参照ください。</p>
		<p style="text-align: center;">（参考）大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分</p> <p>次に掲げる要件の一つでも満たす場合は、小型特殊自動車ではなく、大型特殊自動車であり、償却資産の対象となります。</p> <p>(1) 自動車の長さが4.70mを超えるもの</p> <p>(2) 自動車の幅が1.70mを超えるもの</p> <p>(3) 自動車の高さが2.80mを超えるもの</p> <p>(4) 最高時速が毎時15kmを超えるもの</p> <p>※農耕作業用自動車については、最高時速が毎時35km以上のものであれば大型特殊自動車となります。（大きさは問いません）</p>
第 6 種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、取付工具、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、レジスター、陳列ケース、ステレオ、テレビ、エアコン、冷蔵庫、看板、衝立、応接セット、金型、医療機器等

なお、この償却資産の範囲は、「法人税確定申告書 別表（減価償却額の計算）」又は所得税申告書の「減価償却費の計算欄」に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税（種別割）が課税される自動車、及び無形固定資産等を除いたものにおおむね一致します。

☆業種別の主な償却資産の内訳 → 17ページを参照

3 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、
 ・平塚市内に事業用の資産を所有している法人又は個人
 ・平塚市内に償却資産を貸し付けている法人又は個人

※ 償却資産を所有していない方、廃業・解散や事業所の市外転出等があった方につきましても、申告書の備考欄にその旨を御記入の上、提出してください。

4 申告方法及び提出していただく書類

増減のあった資産について申告する「増減申告」と、資産ごとの1月1日現在の評価額を計算した上で、全資産について申告する「電算処理による全資産申告」(10ページ参照、以下「電算申告」という)の2つの申告方法があります。

〈増減申告による方法〉

- ・ 次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。
- ・ 以前に申告している資産がある方(電算申告は除く)は、同封した償却資産種類別明細書(申告済資産の一覧表)を参照の上、増減のあった資産のみ申告してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		注意事項
		増加資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)	
① 前年度に申告された方	ア 前年度と資産の内容が同じ場合	○	×	増加・減少のあった資産が明確にわかるよう申告してください
	イ 増加した資産がある場合	○	×	
	ウ 減少した資産がある場合	○	○	
	エ 増加・減少資産の両方がある場合	○	○	
② 初めて申告される方 (該当資産のない方は、下段③を参照)	○	○	×	
③ 当初から該当資産のない方	○	×	×	申告書「18 備考」欄に、「該当資産なし」と記入してください。
④ 廃業、解散又は事業所の市外移転等をされた方	○	×	×	申告書「18 備考」欄にその内容と、年月日を記入してください。

☆申告書の書き方・記入例 → 4ページを参照

5 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の記入例

- 注1：印字してあるデータ（住所、名称、税理士氏名、資産の所在地等）に訂正がある場合は、赤の二本線で抹消の上、修正してください。
- 注2：償却資産の有無に関わらず、この申告書は、必ず提出してください。
- 注3：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人（法人）番号の記入が必要となります。

住所と個人事業主氏名
又は法人名称及び個人番号
又は法人番号を記入してください。

前年前に取得した資産の
取得価額の合計額を資産
の種類別に印字してあり
ます。

下段の部分は記入不要で
す。ただし電算申告をする
方は記入する必要があります
のでご注意ください。

令和 6 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳) 正

※所有者コード
04215035

受領印 _____ 年 月 日 _____

神奈川県平塚市長

3 個人番号又は法人番号 _____

4 事業種目(資本等の金額) _____

5 事業開始年月 _____

6 この申告に
応答する者の
係及び氏名 _____

7 税理士等の
氏名 _____

8 短縮耐用年数の承認 有・無 _____

9 増加償却の届出 有・無 _____

10 非課税該当資産 有・無 _____

11 課税標準の特例 有・無 _____

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 _____

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 _____

14 青色申告 有・無 _____

住所と個人事業主氏名
又は法人名称及び個人番号
又は法人番号を記入してください。

1 住所
又は納税通知書
送付先
〒254-0041
浅間町9番1号
(屋号)

2 氏名
法人にあっては
その名称及び
代表者の氏名
平塚電子機器製造(株)
代表取締役 平塚一郎
(電話 23-1111)

取得価額

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)
1 構築物	7,568,000		2,475,000	10,043,000
2 機械及び装置	45,532,600	12,467,000	25,633,500	58,699,100
3 船舶	0			
4 航空機	0			
5 車両及び運搬具	3,690,000			3,690,000
6 工具器具及び備品	5,554,600	750,000	1,407,000	6,211,600
7 合計	62,345,200	13,217,000	29,515,500	78,643,700

15 市(区)町村内
における事業所等
資産の所在地
① 平塚市浅間町9番1号
② _____
③ _____

16 借用資産
(有・無) _____
貸主の名称等
浅間リース(株)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 決算期(3月)

取得価額

資産の種類	評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具器具及び備品			
7 合計			

記入不要
(電算申告の場合は記入してください。)

平塚市内で事業を開始した年月日を記入してください。

該当するほうに○印をつけてください。

- ・「有」の場合、「耐用年数の短縮承認通知書」の写、「増加償却の届出書」の写、特例適用資産に関する必要書類を添付してください。
- ・償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められていませんので、ご注意ください。

「有」の場合、主な貸主等を記入してください。

事業用家屋が「自己所有」か「借家」か
該当するほうに○印をつけてください。

次のような事項を記入してください。

- (1) 所有者以外に納税通知書等の送付を希望する場合、送付先やその理由
- (2) 納税管理人を定めている場合は、その者の住所・氏名
- (3) 「耐用年数の短縮承認通知書」の写等添付した書類がある場合はその書類の名称
- (4) 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の理由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その程度
- (5) その他、申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

この欄の合計額は、種類別
明細書(減少資産用)の取
得価額の合計額に一致し
ます。

この欄の合計額は、種類別
明細書(増加資産用)の取
得価額の合計額に一致し
ます。

- ・該当する資産を所有していない方 → 「該当資産なし」と記入してください。
- ・資産の内容に変更がない方 → 「一品増減なし」と記入してください。
- ・廃業・解散・転出等された方 → 廃業・解散・転出等いずれかの内容と、年月日を記入してください。

(2) 種類別明細書（増加資産用）＜緑色の用紙＞の記入例

注1：昨年中に取得又は移動による受入れなどにより増加した場合には、その増加した資産について記入してください。

注2：初めて申告される方は、令和6年1月1日現在平塚市内に所有している全ての償却資産について記入してください。

注3：網かけ部分は、記入不要です。

注4：「取得年月」「取得価額」「耐用年数」「増加事由」は、評価計算の基礎となりますので、記入漏れのないようお願いいたします。

所有者コード

申告書右上にある所有者コード欄に印字されている数字を転記してください。

資産の種類

この手引き2ページ「償却資産の種類」を参照して記入してください。

例：“構築物 = 第1種” → 「1」を記入

資産コード

申告年度・明細書のページを記入してください。

例：“令和6年度1ページ1行目”
→ 「06.001.01」

資産の名称等

資産の名称等をカタカナ・英数字で記入してください。

取得年月

資産を実際に取得した年月を記載してください。

年号は、令和 = 5、平成 = 4、昭和 = 3です。

平成の場合は、5を4に、昭和の場合は5を3に変えてください。

平成31年1月2日～4月30日までに取得した資産は「4」、

令和元年5月1日以降に取得した資産は「5」となります。

所有者コード		種類別明細書（増加資産用）		所有者名											
2	04215035	※ 取得年が平成のときは、年号を4に変えてください。		平塚電子機器製造(株)											
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等 (カタカナで記入してください。)	数量	取得年月 年 月	取得価額 (円)	耐用年数	増加事由	特例コード	非課税	価額	増加償却コード	減免コード	借入資産 分離課税	摘要
01	1	06.001.01	ホソウロメン	001	5 06 01	2,475,000	15	1							元旦取得
02	2	"	クレーン(チュウゴ)	001	5 03 01	25,637,500	03	1							
03	6	"	フクシヤキ	001	4 07 01	150,000	05	1							取得価格の誤りのため訂正
04	6	"	エアコン	002	4 3 10 01	950,000	06	1							
05	6	"	タイカキンコ	001	3 6 20 01	307,000	20	1							
14	"	"	"	"	5										
15	"	"	"	"	5										
16	"	"	"	"	5										
17	"	"	"	"	5										
18	"	"	"	"	5										
19	"	"	"	"	5										
20	"	"	"	"	5										
小計						29,515,500									

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

耐用年数

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。中古資産について見積耐用年数に依っている場合は、その見積耐用年数を記入してください。

国税局長の承認を得て短縮耐用年数に依っている場合は、その耐用年数を記入し、必ず、「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。

取得価額

取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。

なお、圧縮記帳は、償却資産の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得金額を記入してください。

摘要

当該資産について、次のような事項を記入してください。

- ・非課税や課税標準の特例に該当する資産については、その適用条項（例：地方税法第349条の3第1項）
- ・短縮耐用年数を適用している資産や増加償却を行なっている資産については、その旨表示
- ・変更や前年度申告漏れがあった資産の場合は、その旨の表示
- ・その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

増加事由

該当する番号に○印をつけてください。

- ・新品取得 → 1
- ・中古品取得 → 2
- ・移動による受入れ → 3
- ・その他 → 4

(3) 種類別明細書(減少資産用) <赤色の用紙>の記入例

注1: 昨年中に減少した資産について記入してください。
 注2: 以前に申告している資産がある方は、同封した「償却資産種類別明細書」に基づいて、資産コード等を記入してください。
 注3: 減少の事由は必ず該当のいずれかに○印をつけてください。抹消年度は記入不要です。

所有者コード
 申告書右上にある所有者コード欄に印字されている数字を転記してください。

抹消コードの記入方法
 申告済資産を減少したときには、同封している「償却資産種類別明細書」の「資産番号」を転記してください。

令和 6 年度

種類別明細書(減少資産用)

提出用

所有者コード		所有者名		枚のうち								
04215035		平塚電子機器製造(株)		/ 枚								
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	抹消年度	減少の事由		減少区分	摘要
									1 売却	2 滅失		
01	2	40400201	デンシキセイゾウキカイ	001	4 03 03	12,467,000.07	7		1・2	3・4	1・2	
02	6	36200205	キャビネット	005	3 61 09	550,000.05	5		1・2	3・4	1・2	当初取得価額770,000円(数量7)のうち550,000円(数量5)分減少
03	6	40900114	フクシキ	004	4 08 04	200,000.05	5		1・2	3・4	1・2	取得価額の誤りのため
04									1・2	3・4	1・2	
14									1・2	3・4	1・2	
15									1・2	3・4	1・2	
16									1・2	3・4	1・2	
17									1・2	3・4	1・2	
18									1・2	3・4	1・2	
19									1・2	3・4	1・2	
20									1・2	3・4	1・2	
小計												13,217,000

摘要
 減少区分が「2 一部」に該当する場合は、例のように記入してください。
 (例) 当初取得価額77万円(数量7)のうち55万円(数量5)分の減少
 その他、当該資産が減少したことについて、必要な事項を記入してください。

数量・取得価額・減少区分
 減少した資産の数量、取得価額を記入してください。
 なお、該当する資産の一部が減少した場合には、その減少部分に対応する取得価額、数量を記入のうえ、減少区分欄「2」に○印をつけてください。

令和 6 年度 償却資産種類別明細書

所有者コード	住所	浅間町9番1号	種類	1 頁
04215035	氏名・法人名	平塚電子機器製造(株)	01 構築物	04 航空機
			02 機械及び装置	05 車両及び運搬具
			03 船舶	06 工具器具及び備品

連番	種類	資産番号	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	前年度 評価額	本年度 評価額	5%	特例		減免		備考
												コード	率	コード	率	
1	2	404-002-01	デンシキセイゾウキカイ	1	H 3. 3	12,467,000	7	0.720								
2	5	407-001-02	フォークリフト	1	H 2. 4	1,822,200	5	0.631								
3	5	407-001-03	フォークリフト	1	H 4.11	2,148,800	5	0.631								
4	6	362-002-05	キャビネット	7	S61. 9	770,000	5	0.631								
5	6	409-001-14	フクシキ	4	H 8. 4	200,000	5	0.631								
		以下余白														

「償却資産種類別明細書」には、申告済資産の資産コード、取得価額などのデータを印字してあります。
 申告の際の参考資料としてご活用ください。
 なお、初めて申告される方、電算申告の方、申告済の資産がない方には、同封しておりません。

6 電算処理による全資産申告の方法

次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書 (全資産用)	注 意 事 項
① 申告する資産がある方	○	○	
② 廃業、解散又は事業所の市外移転等をされた方	○	×	申告書「18 備考」欄にその内容と、年月日を記入してください。

☆申告書の書き方・記入例 → 4ページを参照

なお、以下の場合には、承認通知書や届出書等を添付してください。

- 1 耐用年数の短縮、増加償却の届出を行っている資産のある場合
- 2 非課税資産、課税標準の特例を受ける資産がある場合

☆課税標準の特例資産について → 15ページを参照

〈電算処理による全資産申告の注意点〉

申告書 注意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 申告書には必ず、評価額（申告書(ホ)の欄）を記入してください。 2 特例資産がある場合は、特例減額後の数値を課税標準額として記入してください。 3 資産の種類について、会社独自のコードを使用している場合は、備考欄にその旨記入してください。 4 非課税資産については、取得価額には含め、評価額には含めないでください。
種類別 明細書 注意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 課税標準額の欄には、評価額を資産毎に記載してください。 2 前年度以前の申告対象資産のうち申告漏れ分は、その資産の摘要欄に「過年度申告漏れ」の旨を記入し、申告書の備考欄にもその旨記載してください。 3 大量に打ち出す場合は、資産の種類ごとに分けインデックス等で分けしてください。 4 特例資産、非課税資産は一般資産と分けて記載してください。特例資産については、資産ごとに特例軽減額を記入してください。中古取得の特例資産がある場合は、その資産について、初めて特例が認められた年月日を備考欄に記入してください。
その他	以下に当てはまる資産を新たに申告する場合は、当市まで御連絡ください。 「増加償却した資産」、「短縮耐用年数を用いた資産」等

7 決算後の取得資産について

賦課期日は、令和6年1月1日です。前年決算期以降賦課期日までに取得又は除却した資産についても、申告漏れがないよう御注意ください。

8 申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条及び第386条、平塚市市税条例による罰則を適用されることがありますので、必ず申告してください。

9 実地調査のお願い

申告後、地方税法第408条の規定により、実地調査を行う場合がありますので御協力ください。実地調査の際に台帳等の資料を閲覧させていただくため、訪問させていただく場合があります。

平成18年度より国税（所得税・法人税）に関する書類の閲覧等について、各官公署等に対して閲覧・記録出来る事が法定化されました。

地方税法第354条の2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）※一部抜粋
市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

10 家屋と償却資産の区分について（建物附属設備）

建物附属設備において、法人税又は所得税法上、建物として一括で減価償却していても、固定資産税上、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取り扱います。

家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が付加した建築設備等で、「**家屋と構造上一体**」となって「**その家屋の効用を高めるもの**」

償却資産として取り扱うもの

- 1 **構造的に家屋と一体となっていないもの**（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動ができるもの等）
- 2 独立した機械及び装置としての性格が強いもの（変電設備、電話交換機、中央監視制御装置、壁掛型ルームエアコン等）
- 3 工場等における特定の生産又は業務の用に供されるもの
- 4 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの（ホテル、百貨店、病院等の厨房設備、洗濯設備等）

設備の種類		償却資産の対象になるもの	家屋の対象になるもの
電気設備	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト等	屋内一般照明器具
	中央監視制御設備 配線設備 変電設備 予備電源設備	中央監視制御装置一式 生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線 変圧器、配電盤等一式、キュービクル等 蓄電池設備、発電機等	屋内電灯配線、家屋と構造上一体となっている運搬設備の動力配線一式
給排水設備		屋外給排水設備、独立した高架水槽、井戸等	屋内給排水設備
給湯設備		局所式給湯設備（瞬間湯沸器、貯湯式湯沸器、貯湯槽等）	中央式給湯設備
衛生厨房設備		洗濯機、炊飯器、脱水機、厨房設備等（顧客の求めに応じるもの）	洗面器、大小便器等
ガス設備		生産事業用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管
防災設備		ホース、ノズル、消火器、屋外消火栓、屋外貯水槽等	屋内消火栓設備、火災報知設備、スプリンクラー等
空調設備		生産事業用の空調設備、壁掛型ルームエアコン等	ビルトインエアコン、ダクト設備、換気設備等、家屋と構造上一体となっている設備
運搬設備		ベルトコンベア、クレーン等	家屋と構造上一体となっているエレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
通信放送設備		電話機、交換機、マイクロフォン、アンプ	
店舗及び事業用造作設備		簡易間仕切り、カウンター、陳列棚、ショーウィンドー等で容易に取り外しができるもの	家屋と構造上一体となっているもの

☆ 賃借人等（テナント等）に所有建物を貸すことになった場合の取扱い

家屋の所有者と異なる者（賃借人等）が貸ビル・貸し店舗等に施工した内装、造作及び建築設備等については、当該取付けた者（賃借人等）の事業の用に供することができる資産である場合に限り、取付けた者を所有者とし、施工した設備等は償却資産として取扱います。

注：賃借人等（特に飲食店等）が、家屋の所有者や前の賃借人等の建築設備等を中古資産として一括購入した場合、あくまで該当する償却資産の取得価額分のみが申告対象であり、営業権相当分等は控除して申告してください。

11 税額の算出方法及び免税点について

(1) 課税標準額とは

① 次の方法により、個々の資産の評価額を求めます。

・評価額の求め方

$$\text{初年度評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

$$\text{次年度以降評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

例：取得価額1,000,000円、耐用年数10年の資産の場合（取得月は、何月でも計算は同じ）

$$\text{耐用年数10年の場合の減価率} = (\text{減価率表から}) 0.206$$

$$\text{初年度評価額} = 1,000,000 \times (1 - 0.206 / 2) = 897,000 \text{円}$$

$$\text{次年度評価額} = 897,000 \times (1 - 0.206) = 712,218 \text{円}$$

注意点 計算した評価額が取得価額の5%よりも小さい場合は、（取得価額×5%）の値を評価額とします。

② 個々の資産について算出した評価額の全資産における合計額を課税標準額（課税標準の特例を受けるものは、軽減後の額）とします。

(2) 税額と免税点

$$\text{税額 (100円未満切り捨て)} = \text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

(1) により算出した課税標準額に税率を乗じて、税額を算出します。

なお、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1 - 減価率/2	前年前取得 1 - 減価率			前年中取得 1 - 減価率/2	前年前取得 1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
14	0.152	0.924	0.848	35	0.064	0.968	0.936
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955
18	0.120	0.940	0.880	55	0.041	0.979	0.959

12 非課税資産について

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条に規定する資産は、非課税となります。該当する資産を所有されている方は、次の要領で申告してください。

(2) 非課税資産の申告方法

ア 「償却資産申告書」の「10 非課税該当資産」欄の「有」に○印をつけ、「18 備考」欄に非課税対象資産の名称や添付書類名を記入してください。

☆申告書の書き方・記入例 → 4ページを参照

イ 「種類別明細書（増加資産用）」（緑色）の当該資産の「摘要」欄に適用条項等を記入してください。

☆種類別明細書（増加資産用）（緑色の用紙）の記入例 → 6ページを参照

13 課税標準の特例資産について

(1) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3、第349条の3の4及び同法附則第15条に規定する資産は、課税標準の特例が適用されます。該当する資産を所有されている方は、次の（2）の要領で申告してください。

(2) 特例資産の申告方法

ア 「償却資産申告書」の「11 課税標準の特例」欄の「有」に○印をつけ、「18 備考」欄に特例対象資産の名称や添付書類名を記入してください。

イ 「種類別明細書（増加資産用）」（緑色）の「摘要」欄に適用条項等を記入してください。

ウ 次ページの表を参考にして、必要な添付書類等を併せて提出してください。

☆申告書の書き方・記入例 → 4ページを参照

代表的な特例対象資産

根拠規定	特例対象資産	関係法令等	特例課税比率	備考（添付書類等）
地方税法附則第15条	第2項第5号	下水道除害施設	下水道法第12条第1項、同法第12条の11第1項	4/5 (令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産。令和2年4月1日から令和4年3月31日までに取得した資産の場合、特例率は3/4)
	第25項第1号イ	太陽光発電設備(出力10kw以上1,000kw未満)	地方税法施行規則附則第6条第52、53項	最初の3年分 2/3 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの(経済産業省から固定価格買取制度の認定を受けたものを除く)
	第25項第2号イ	太陽光発電設備(出力1,000kw以上)		最初の3年分 3/4 (令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産)
	第32項	企業主導型保育事業	児童福祉法第6条の3第12項	補助を受けた日を賦課期日とする年度から5年間 1/2 企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書 (平成29年4月1日から令和6年3月31日の間に政府の補助を受けたもの)
	第45項	認定を受けた先端設備計画に基づき取得をした一定の設備	中小企業等経営強化法第2条第1項及び第14項又は第52条第1項	1/2 (賃上げを表明した場合は1/3) 先端設備等導入計画に係る申請書の写、先端設備等導入計画認定書の写、認定経営革新等支援機関による事前確認書の写、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写(特例率1/3の適用を受ける場合)等 (令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産)
旧附則第64条	—	認定を受けた先端設備計画に基づき取得をした一定の設備	旧地方税法施行令附則第39条第1項、第2項、旧地方税法施行規則附則第30条第3~8項	最初の3年分 ゼロ 先端設備等導入計画に係る申請書の写、先端設備等導入計画認定書の写、工業会等の先端設備等に該当する旨を証する書類の写等 (令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した資産)

※ 法令等の改正により、特例対象資産、特例課税比率の変更が行われることがあります。

この表に掲載されていない特例対象資産については、お問い合わせください。

参考1

業種別の主な償却資産の内訳

業 種	内 容
事 務 所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、計算機、複写機、タイムレコーダー、テレビ、看板、ネオンサイン、ルームエアコン等の冷暖房装置、その他
喫 茶 ・ 飲 食 店	カウンター、室内装飾品、金庫、レジスター、テレビ、ステレオ、放送設備、タオル蒸器、冷暖房装置、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用具、製麺機、混合機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動販売機、その他
理 容 ・ 美 容 業	理・美容いす、応接セット、消毒殺菌機、タオル蒸器、ドライヤー、紫外線灯、洗面設備、テレビ、ルームエアコン、レジスター、サインポール、ネオンサイン、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、ミシン、看板、その他
農 業	温室（ビニール製）、給排水設備、井戸、乗降装置のない農業用耕作機械等、農耕作業用自動車（大型特殊自動車に限る）、その他 ※ 自動車税、軽自動車税の課税対象は除く。
ホ テ ル ・ 旅 館 業	テレビ、ビデオ、ルームエアコン、キャビネット、応接セット、ベッド、カラオケセット、金庫、製氷機、自動販売機、看板、ボイラー、プール、庭園、駐車場設備、電話交換設備、その他
医 療 ・ 薬 局 業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、レントゲン装置、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器、冷蔵庫、レジスター、ルームエアコン、給食用厨房器具、ネオンサイン、看板、その他
小 売 業	ショーウィンドー、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店用簡易装備、間仕切り、日よけ、ルームエアコン、ネオンサイン、看板、その他
食 肉 ・ 鮮 魚 販 売 業	冷蔵庫（室）、冷凍機、陳列ケース、肉切機、ポンプ、レジスター、挽肉機、その他
精 米 業	精米機、調質装置、混米機、レジスター、その他
ガ ソ リ ン 給 油 業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット、金庫、自動販売機、構内舗装、キャノピー、レジスター、消火装置、消火器、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェーンブロック、オイルクリーナー、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電機、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、治具、取付工具、切削工具、金庫、その他
金 属 加 工 業 組 立 加 工 業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、治具、取付工具、切削工具、その他
共 同 住 宅	外構、駐車場舗装、中央監視制御装置一式、配電盤等一式、屋外給排水設備、独立した高架水槽、壁掛型ルームエアコン

参考2 少額償却資産等の取扱いについて

国税（法人税、所得税）	地方税（固定資産税（償却資産））
使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時損金（必要な経費）に算入可。	一時損金（必要な経費）に算入されたものは、課税客体としない。
当該法人等の有する減価償却資産（取得価額が20万円未満）を一括して、3年間で損金（必要な経費）に算入可（「一括償却」）。	「一括償却」の対象とされたものは、課税客体としない。
上記2点以外で30万円未満の一定の要件を満たす資産は損金に算入可。	課税客体となる。

参考3 減価償却資産の取扱いについて（国税と異なる点）

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	歴年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	一般の資産は定率法 ただし減価率は固定資産評価基準別表15に定める減価率（「旧定率法」の償却率と同じ率）を採用
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認める	認めない
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認める	認めない
増加償却（法人税、所得税）	認める	認める
評価額の最低限度	1円	取得価格の100分の5
改良費	合算評価	区分評価